

# 欧州の デジタル な未来の形成



Delegation of the European Union  
駐日欧州連合代表部

リー・ウルガー

情報通信政策オフィサー

駐日欧州連合代表部



## 欧州のデジタルな未来の形成

- ◆ **社会的影響** – デジタルの社会・経済への浸透
- ◆ **機会と課題** – デジタルによりさらに加速
- ◆ **グローバル** – デジタルの本質的な越境性
- ◆ **全体的なアプローチ** – デジタル規制が資金供給や民間・マルチステークホルダーの取り組みと連動する必要性



# プラットフォーム規制



## なぜ新しいルールが必要なのか？



プラットフォームサービスの大幅な進化



時代遅れの法制度



集中の進展と力の不均衡の増大



偽情報など新たな課題

# ◆ デジタルサービスの進化

大企業のビジネスモデルの質の面で...

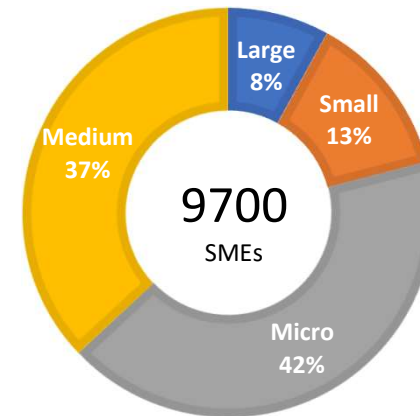


プラットフォーム規制

...小規模な新規参入者が多いという数の面でも

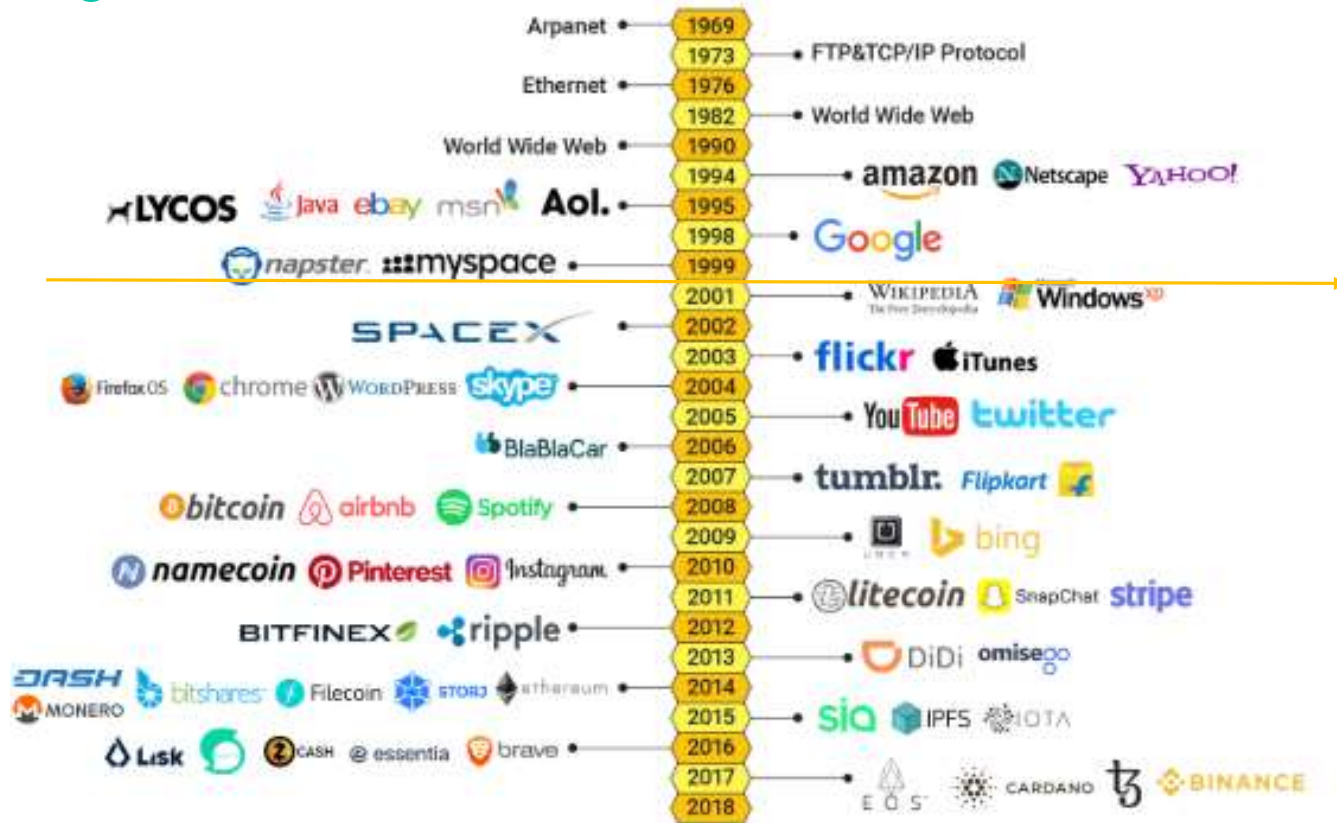
EU域内に約10,000のプラットフォーム

■ Large ■ Small ■ Micro ■ Medium





# 時代遅れの法制度



2000年「電子商取引指令」がEUで承認

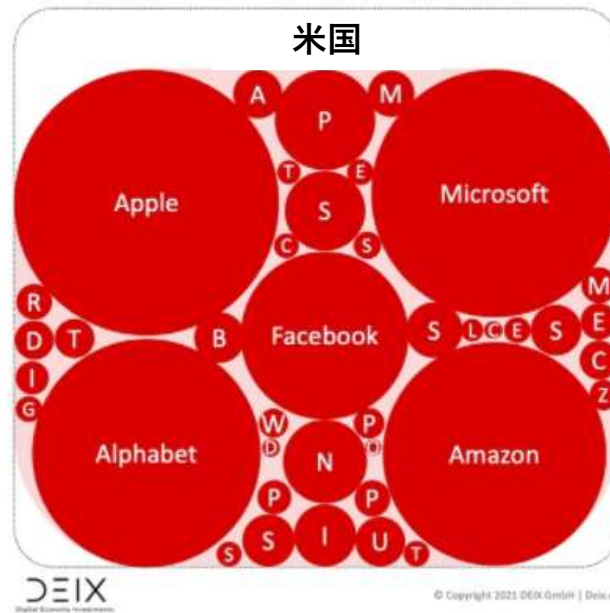
プラットフォーム規制





# 集中と力の不均衡の進展

## 世界の上位100のプラットフォーム



Börsenwert / Bewertung jüngste bekannte Finanzierung / Stand Juli 2021.



上位100のプラットフォームの割合

THE ORIGINAL PLATFORM FUND

プラットフォーム規制





## 集中と力の不均衡の進展



出典: [platformeconomy.com](https://platformeconomy.com)

プラットフォーム規制

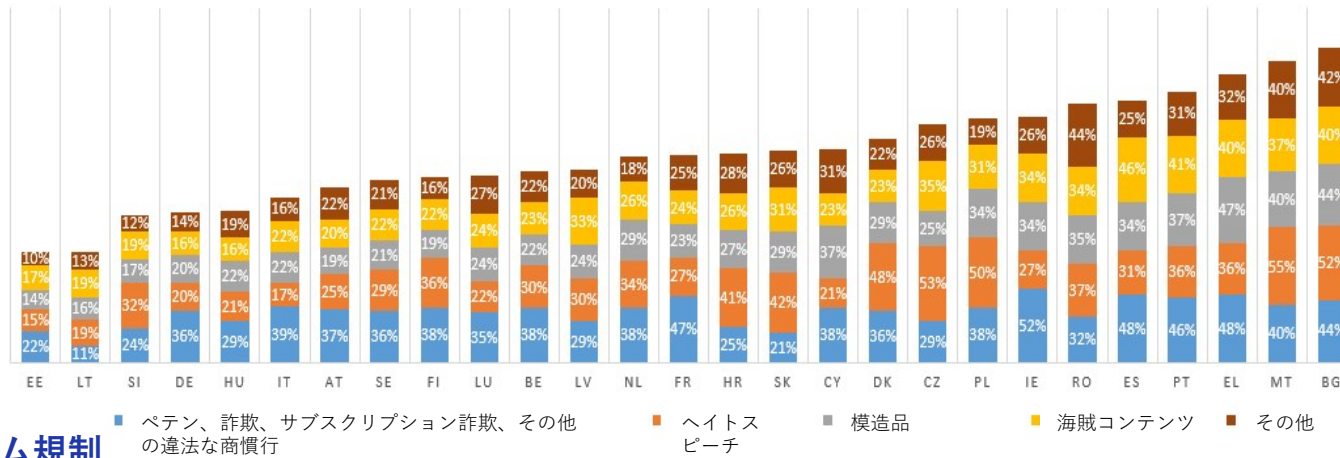




# 新たな課題

- ◆ オンライン上での違法コンテンツの拡散
- ◆ 偽情報キャンペーン

最も頻繁に見られる違法コンテンツの種類  
(加盟国別回答者の割合)



プラットフォーム規制





# EUのアプローチ

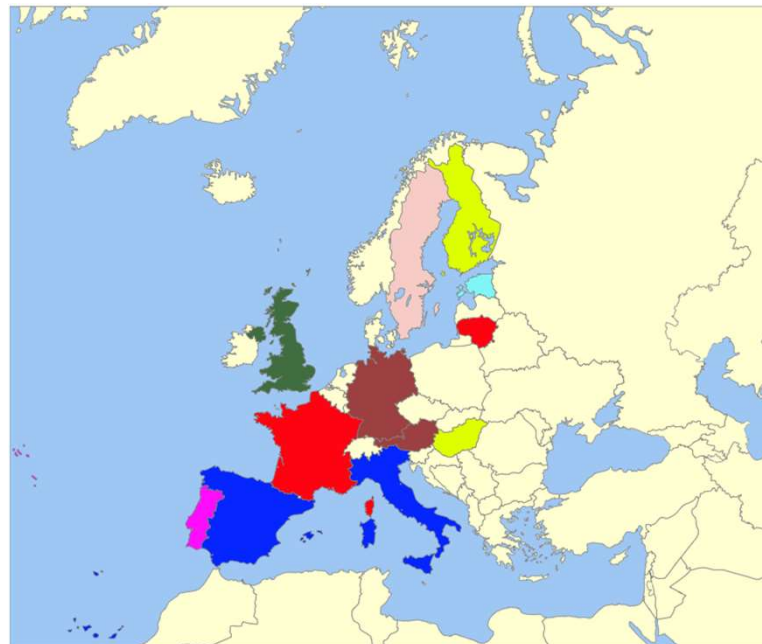


## 目的と原則

- ◆ 市民の安全の向上と全ての人の表現の自由
  - ◆ イノベーションの確保
  - ◆ EU域内市場の法の分断の防止
- 
- ◆ **デジタルサービス法（DSA）** – 質の高いコンテンツを目に見えらるようにするためのプラットフォームに対する市民の代理
  - ◆ **デジタル市場法（DMA）** – 新興プラットフォームを活用するための競争可能性と公正性

## ◆ 規制の分断と域内市場

- ◆ 加盟国における異なる法制度の出現
- ◆ 「デジタル単一市場」の機能の危機



EUのアプローチ





## DSA・DMA法案

### 目標



- ◆ デジタルサービスのすべてのユーザーの**基本権**が守られるより**安全なデジタル空間**の創出
- ◆ 欧州単一市場と世界の両方で**イノベーション、成長、競争力**を促進する**公平な競争環境**の確立



## 規制環境 – プラットフォーム

### P2B規制

- **範囲:** ビジネスユーザーを持つすべてのオンライン仲介サービス
- **目的:** プラットフォーム環境の透明性と公正性
- **適用:** 2020年7月12日

企業のための透明性

### デジタルサービス法

- **範囲:** 仲介サービスの提供者
- **目的:** 違法・有害コンテンツに対するリスクに基づく説明責任の設定
- **適用:** 2023年初め

市民のための安全

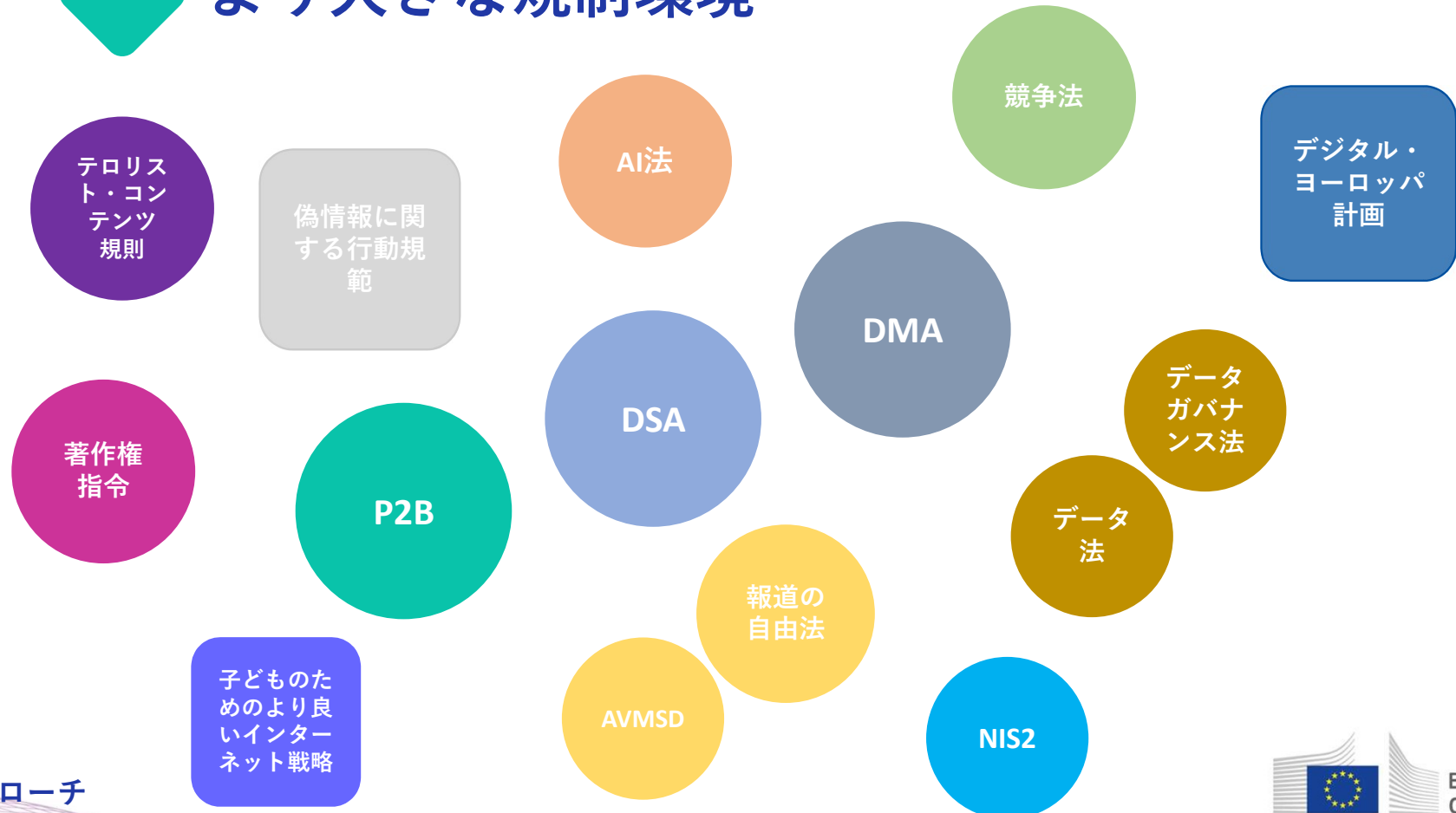
### デジタル市場法

- **範囲:** 大規模なゲートキーパー
- **目的:** 不正行為の対処とデジタル市場の競争可能性の向上
- **適用:** 2023年初め

公正で競争可能な市場



# より大きな規制環境



EUのアプローチ

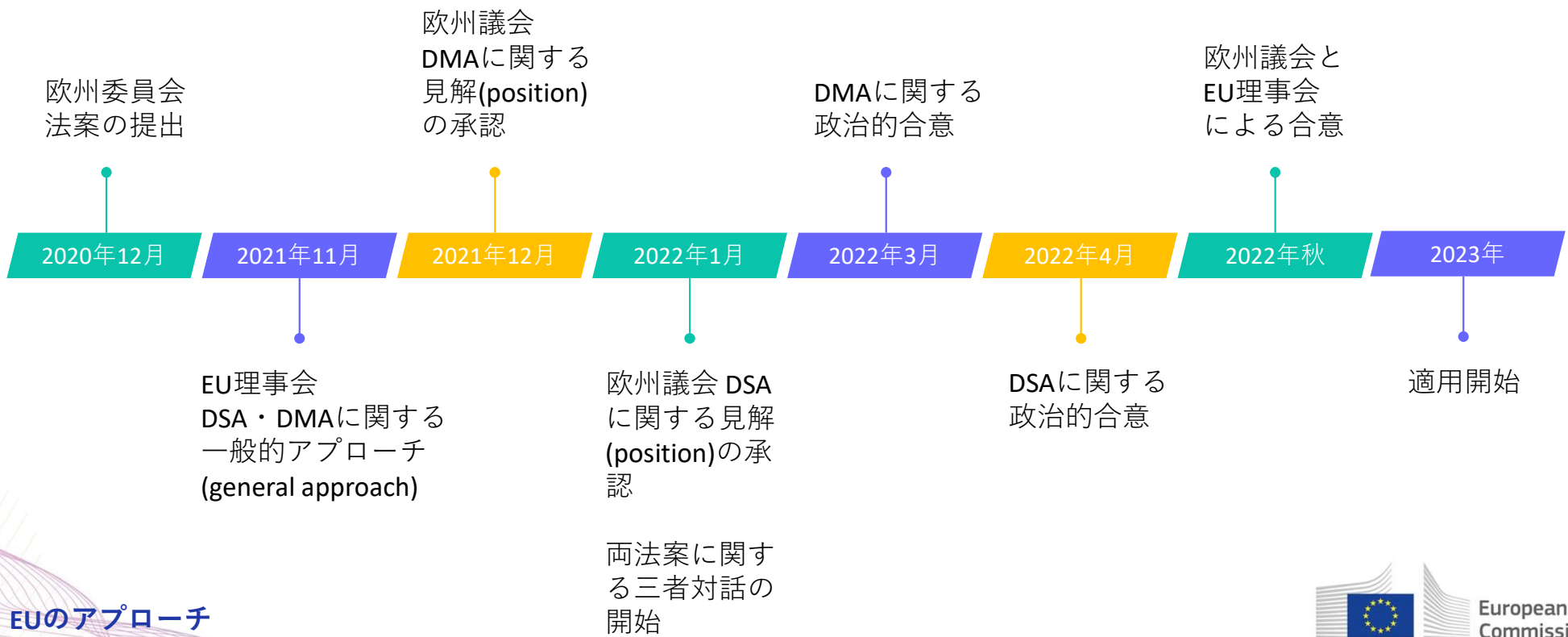
AVMSD：視聴覚メディアサービス指令

NIS2：改定ネットワーク・情報セキュリティ指令





## DMA・DSAのスケジュール







# DSAとDMAの主な内容

## ◆ デジタルサービス法

### オンライン上の安全と基本権

- ◆ 免責と本国の維持
- ◆ 10,000以上のすべての仲介サービスに対する新しい**デューデリジェンス義務**
  - ◆ 例) 利用規約、通知と行動、紛争
- ◆ 大規模な社会的影響のあるサービスに対する特別な制度 (VLOPs)
  - ◆ 例) **リスク評価・監査**
- ◆ 各国の調整官、EU会議による**監視の強化**、欧州委員会による執行

## ◆ デジタル市場法

### 公正で競争可能なデジタル市場

- ◆ 新興企業を含む、**ゲートキーパー**を特定する指定の仕組み
  - ◆ 定量的・定性的パラメーターの組み合わせによる
- ◆ 即時適用される**事前義務**
  - ◆ 公正なランキング、データアクセス、相互運用可能性
- ◆ 一部の義務の可能な**技術仕様**
- ◆ 構造的なレベルにおいてなど、包括的な救済措置
- ◆ 欧州委員会による**EUレベルでの執行**



## デジタルサービス法

オンライン上の安全と基本権


- ◆ **免責と本国の原則**を維持
- ◆ 10,000以上のすべての仲介サービスに対する新しい**デューデリジェンス義務**
  - ◆ 例) 利用規約、通知と行動、紛争
- ◆ 大規模な社会的影響のあるサービスに対する特別な制度（超大規模オンラインプラットフォーム= VLOPs）
  - ◆ 例) リスク評価と監査
- ◆ 各国の調整官、EU会議による**監視の強化**、欧州委員会による執行



## デジタル市場法

公正で競争可能なデジタル市場

- ◆ 新興企業を含む、**ゲートキーパー**を特定する指定メカニズム
  - ◆ 定量的・定性的パラメーターによる
- ◆ 即時適用される**事前義務**
  - ◆ 例) 自己優先行為やサービス間のデータ結合の禁止
- ◆ 一部の義務の**技術的な実施**の可能性
- ◆ 組織的な違反に対するものなど、包括的な**救済措置**
- ◆ 欧州委員会による**EUレベルでの執行**



# デジタルサービス法の 主な規定



## DSAの中心となる考え方

- ◆ 電子商取引指令の**基本原則を維持**し、必要な箇所を改良
- ◆ デジタルサービス提供者のエコシステムにおける規模やリスク特性の違いを考慮した**非対称的な義務**
- ◆ オンライン上の安全性の向上や表現の自由の保護による**基本権の強化**

## 主要原則の維持 1 - DSAにおける責任

### DSAは免責を統一

- コンテンツに対する責任を**帰属させない**
- **免責条件としてのデューデリジェンス義務**を規定
- **自主的な独自の調査**を実施するサービス提供者は引き続き免責の恩恵を受ける

### DSAは中立的

- 何が違法であるかを**定義しない**
- 違法性は**国内法やEU法**で定義

### DSAは水平的

- あらゆる種類の**違法コンテンツ**、民事・刑事責任

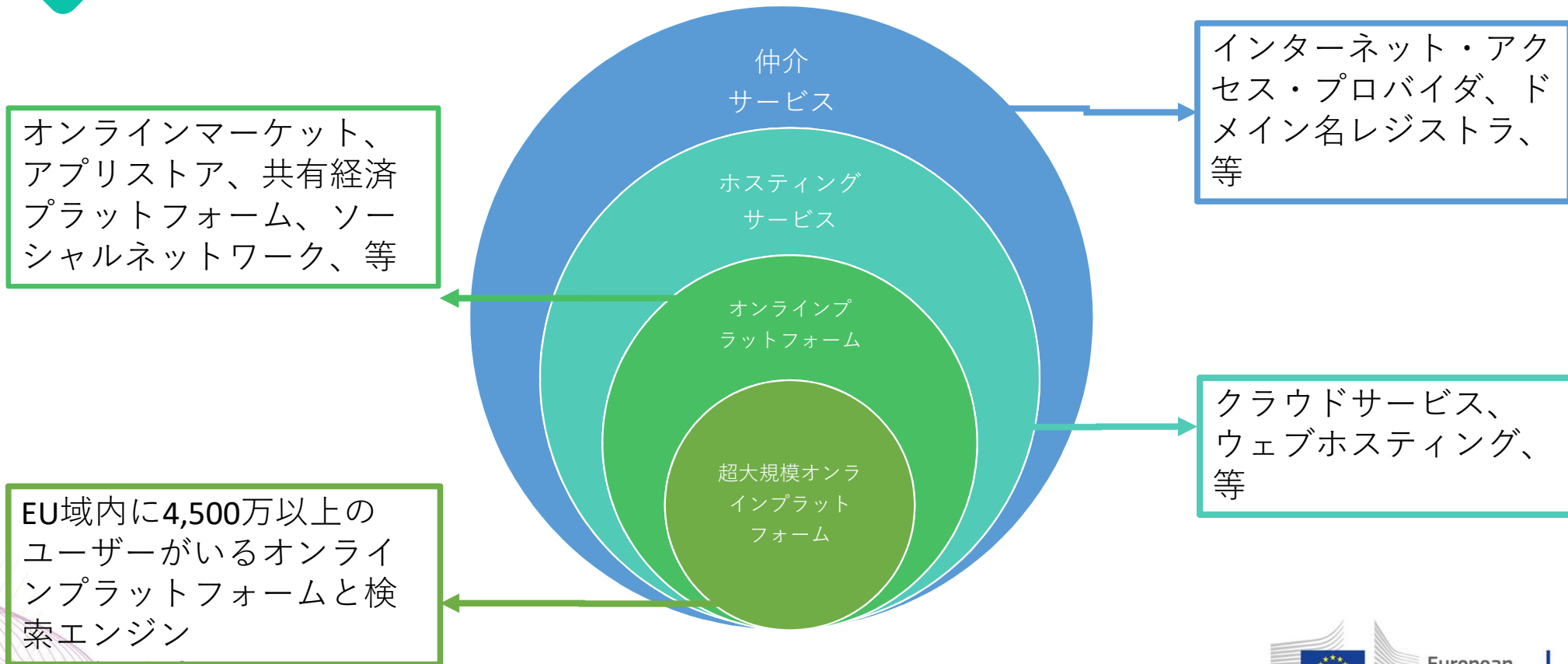


## 主要原則の維持 2 - 一般的な監視義務の禁止

- ◆ サービス提供者に対する一般的な義務の禁止:
  - ◆ 伝送または保存する情報を体系的に監視すること
  - ◆ 違法行為を示す事実や状況を積極的に探すこと
- ◆ しかし、**特定のケース**については、加盟国は監視義務を課すことができる:
  - ◆ その場合も、国内法やDSAに定める条件に従う



# ◆ 非対称的な義務 1 - DSAの範囲



DSAの主な規定



## 累積的な義務 2 – 全体像

### 超大規模オンラインプラットフォーム

- リスク管理、危機対応、監査
- レコメンダーシステム: 選択肢
- 広告レポジトリ
- 研究者や監視当局のデータアクセス
- コンプライアンス担当責任者
- 更なる透明性報告

### オンラインプラットフォーム

- 内部・裁判外の苦情処理制度
- 信頼された旗手 (Trusted flaggers)
- 誤用の抑制
- 市場に対する責任
- 広告の透明性と特定のターゲット広告の禁止
- レコメンダーシステムの透明性
- 児童保護の措置
- 「ダークパターン」の禁止
- 強化された透明性報告

### ホスティングサービス

- 通知と行動
- 通知提供者への情報
- コンテンツ提供者への情報
- 疑わしい犯罪の証拠

### すべての仲介サービス

- 連絡窓口と法定代理人
- 明確な利用規約、勤勉・客観的・適切な執行
- 透明性報告

# 非対称的な義務 3 – 全体像

	VERY LARGE PLATFORMS	ONLINE PLATFORMS	HOSTING SERVICES	ALL INTERMEDIARIES
Transparency reporting	●	●	●	●
T&Cs	●	●	●	●
Cooperation with national authorities	●	●	●	●
Points of contact & legal representatives	●	●	●	●
N&A	●	●	●	
Reporting criminal offences	●	●	●	
Complaint & redress mechanisms, OOC dispute settlement	●	●		
Trusted flaggers	●	●		
Prohibition of Dark Patterns	●	●		
Measures against abusive notices	●	●		
Special obligations for marketplaces (e.g. KYBC, random checks)	●	●		
Bans on targeted ads to children and based on special categories of personal data	●	●		
Accessibility	●	●		
Transparency of recommender systems	●	●		
Advertising transparency	●	●		
Risk management	●			
Independent audits	●			
User can opt out of profiling	●			
Data sharing with authorities & researchers	●			
Codes of conduct	●			
Crisis response cooperation	●			

累積的な義務

# 非対称的な義務 4 – VLOPsの説明責任

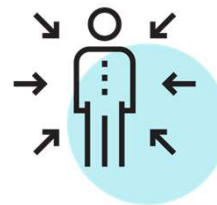
Transparency reporting
T&Cs
Cooperation with national authorities
Points of contact & legal representatives
N&A
Reporting criminal offences
Complaint & redress mechanisms, OOC dispute settlement
Trusted flaggers
Prohibition of Dark Patterns
Measures against abusive notices
Special obligations for marketplaces (e.g. KYBC, random checks)
Bans on targeted ads to children and based on special categories of personal data
Accessibility
Transparency of recommender systems
Advertising transparency
Risk management
Independent audits
User can opt out of profiling
Data sharing with authorities & researchers
Codes of conduct
Crisis response cooperation



すべての義務の順守を  
対象とする年に1回の外  
部監査



サービスやシステムの  
改変などリスク軽減措  
置



年に1回のリスク評価とシステ  
ムリスク（違法コンテンツ、基  
本権、提供サービスの操作）に  
関する報告書の公表

DSAの主な規定



# 比例的なアプローチ - VLOPs/VLOSE

## 超大規模オンラインプラットフォーム・検索エンジン

- ◆ 大規模なリーチを有する
- ◆ 公的議論、経済取引、情報・意見・思想の伝達の促進や受信者のオンライン情報の取得や伝達方法に与える影響において重要である
- ◆ EU域内で不釣り合いな影響を及ぼす恐れがある
- ◆ 社会的なリスクを生じる恐れがある



## 第25条

- EU域内に設立されたまたは立地するサービスの月間のアクティブ受信者の数が4,500万人以上（EU人口の10%）

### 第4節 義務: 第26条・第27条など

- リスク評価（第26条）特に以下について考慮: レコメンダーシステム、コンテンツ・モデレーション、利用規約、広告システム、データ関連の慣行
- リスク軽減（第27条）等



# オンライン上のすべての基本権を強化

## オンラインの安全性の向上

- ◆ 透明性の向上と説明責任の強化
- ◆ 決定に対する異議申し立てを許容
  - ◆ 通知・行動の仕組みを通じて
  - ◆ 是正と補償措置を義務化
- ◆ リスク評価・軽減の義務化
  - ◆ 偽情報対策
  - ◆ 違法コンテンツ・物品への対策
  - ◆ その他オンライン上の危害への対処

## 表現の自由の強化

- ◆ 表現の自由の擁護
- ◆ 未成年の安全とプライバシーに関する追加の保護
- ◆ 自由で多元的な報道の保護を確保
- ◆ より健全な公的議論の確保
- ◆ プラットフォームの民主的な監督を許容
- ◆ ユーザーへの更なる情報提供

# オンライン上のすべての基本権を強化

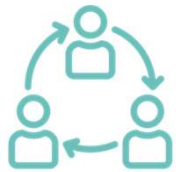
## オンラインの安全性の向上

- ◆ 第14条 – コンプライアンス通知に基づく知識
- ◆ 第15条 – 異議申し立て可能性のための理由の記載
- ◆ 第18条 – 認定機関による紛争解決
- ◆ 第26条 – システミックリスクの評価
- ◆ 第27条 – リスクの軽減
- ◆ 第28条 – 外部監査と実施報告書
- ◆ 第32条 – コンプライアンス担当責任者
- ◆ 第34条、35条、36条 – 基準、行動規範、自主的な危機対応手順

## 表現の自由の強化

- ◆ 第6条 – 自主的調査
- ◆ 第19条 – **認定された**信頼された旗手と透明性
- ◆ 第24条 – 取扱いに配慮を要するデータカテゴリーを用いたターゲティングの禁止
- ◆ 第26条 – システミックリスクの評価
- ◆ 第27条 – リスクの軽減
- ◆ 第28条 – 外部監査と実施報告書
- ◆ 第29条 – プロファイリングに基づかないレコメンダーシステム
- ◆ 第30条 – APIに基づく広告レポジトリへのアクセス
- ◆ 第31条 – **審査済み**の研究者のデータアクセス
- ◆ 第33条 – リスク評価・低減に関するVLOPsの透明性

# ◆ デジタルサービスを監督するガバナンス



## デジタルサービス調整官 (各国)

- 独立した当局
- 直接の監督と執行
- 他国の管轄官庁との調整と交流



## 欧州デジタルサービス会議

- 独立した特別諮問グループ
- 各国のデジタルサービス調整官で構成
- 議長は欧州委員会
- デジタルサービス調整官と欧州委員会に助言を提供し、提言を行う



## 欧州委員会

- VLOPsに対する直接の執行権
- リスク評価 (共同立法の内容の確認)
- 国境を跨ぐ紛争に関する助言
- デジタルサービス調整官の要請を受けて介入





## DSAの具体的な実施

### ◆ 透明性、情報提供の強化、公的監査

- ◆ 例) リスク評価・軽減、外部監査、データアクセスを通じて
- ◆ 規制当局や広範な一般市民に対する知見の提供や公的監査の実施

### ◆ 規制監督と執行体制

- ◆ VLOPsに対する実質的な説明責任の設定

### ◆ ユーザーの実質的な保護

- ◆ 例) ダークパターンの禁止、未成年のデータや配慮を必要とするデータカテゴリーの使用の禁止を通じて



# デジタル市場法の 主な規定

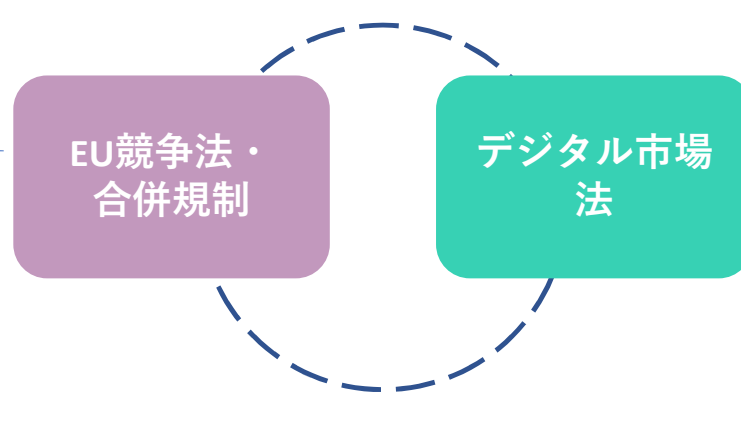


## DMAの中心となる考え方

- ◆ デジタルサービスのエコシステムにおいて最も力のある主体としての**コア・プラットフォーム・サービスをゲートキーパーとして重視**
- ◆ 全セクターを対象とする**水平的な適用**
- ◆ **事前**規制、イノベーションを促進する**義務・禁止事項**に関する明確なリスト
- ◆ 継続して適用される競争法や分野別規制と並行して、新しい手段を提供することによる**補完性**

# 公平性と市場の競合可能性に関する新しい手段

- 欧州連合の機能に関する条約（TFEU）第101・102条および合併規制に関する規則（Reg. 139/2004）に基づく事後・事前の手段
- すべての市場においてより一般的な事業が対象
- 目的は競争プロセスを守り、消費者の福利厚生を高めること
- EU判例法や欧州委員会の決定に定める反競争的な慣行
- 市場を定義する必要がある
- 出来る限り効率性を擁護



- TFEU第114に基づく事前規制
- 具体的なオンラインサービスに関するゲートキーパーのみが対象
- 不公正と市場の競合可能性の欠如に対処
- 禁止・義務事項の明確なリスト
- 第14条は合併に関する通知義務を課しているが、事前規制はない
- 市場を定義する必要はない
- 効率性を擁護していない

相乗効果

EU競争法と合併規制は、DMA承認後も引き続き適用（DMA第1条(6)）

新しい慣行やサービスを追加するため、DMAの市場調査にとってTFEU第101・102条に基づく事例は重要

EU加盟国は、DMA第14条に基づいて得た情報を用いて、EU合併規制に基づく検討を発動することができる

DMAの主な規定





# ゲートキーパーを重視 – コア・プラットフォーム・サービス

## 検討基準

- ◆ 高度に集中したプラットフォームサービス
- ◆ 1社またはごく少数の大規模デジタルプラットフォームが、競合相手や顧客、消費者とは無関係に、取引条件を決めている
- ◆ 大規模デジタルプラットフォームはビジネスユーザーが消費者に（その逆も同様に）到達するためのゲートウェイにほとんどなっていない
- ◆ ゲートキーパーの力は不公正な行為によりしばしば誤用されている

DMAの主な規定

- ◆ オンライン仲介サービス（特にマーケット、アプリストア、ビジネス向けソーシャルメディアなど）
- ◆ オンライン検索サービス
- ◆ ソーシャルネットワーキングサービス
- ◆ 動画共有プラットフォームサービス
- ◆ 番号独立個人間電子通信サービス
- ◆ オペレーティングシステム
- ◆ Webブラウザ
- ◆ 仮想アシスタント
- ◆ クラウドコンピューティングサービス
- ◆ 広告サービス



# 定量的基準に基づくゲートキーパーの指定

## ゲートキーパーとは？

- ◆ 域内市場に**大きな影響力**を持つ →
- ◆ ビジネスユーザーがエンドユーザーに到達するのに**重要なゲートウェイ**となる**コア・プラットフォーム・サービス**を運営している →
- ◆ 運営において**確立した持続的な地位**を持つ、または、近い将来にそうした地位を得ると予想される →

## 第3条(2) – 反証可能な推定

- 欧州経済領域（EEA）内の年間売上高が**直近3会計年度に75億ユーロ以上**  
あるいは
- 平均時価総額または同等の公正市場価値が**直近の会計年度に750億ユーロ以上**  
かつ
- **加盟国3カ国以上**でコア・プラットフォーム・サービスを提供
- EU域内に設定されたまたは位置する**月間のアクティブなエンドユーザーが4,500万以上**  
かつ
- 直近の会計年度にEU域内に設定された**年間のアクティブなビジネスユーザーが10,000以上**
- **直近の3会計年度に第3条(2)(b)の要件を充足**



## 定量的基準に基づくゲートキーパーの指定

ゲートキーパーとして指定されるには、コア・プラットフォーム・サービス提供者は以下を満たす必要がある

- ◆ 域内市場に**大きな影響力**を持つ
  - ◆ 欧州経済領域（EEA）での年間売上高が直近3会計年度に750億ユーロ以上、または、平均時価総額が直近会計年度に750億ユーロ以上
  - ◆ 加盟国3カ国以上でコア・プラットフォーム・サービスを提供
- ◆ ビジネスユーザーがエンドユーザーに到達するのに**重要なゲートウェイ**となる**コア・プラットフォーム・サービス**を運営している：
  - ◆ EU域内に設定されたまたは位置する月間のアクティブなエンドユーザーが4,500万以上
  - ◆ 直近の会計年度にEU域内に設定された年間のアクティブなビジネスユーザーが10,000以上
- ◆ 運営において**確立した持続的な地位**を持つ、または、**近い将来**にそうした地位を得ると予想される：
  - ◆ 直近の3会計年度に上記の要件を充足







# 義務と不公正な慣行 1

## ◆ データ関連の不公正な慣行

- ◆ ビジネスユーザーの公表されていない**商業的に配慮が必要なデータ**の利用の禁止
- ◆ 例) 市場の運営者は、販売者のデータ情報に基づいて自社の商品を販売することはできない

## ◆ 不公正な優遇措置

- ◆ オペレーティングシステムや仮想アシスタントによって制御されている**ハードウェアとソフトウェアの機能**へのアクセスを第三者のサービス提供者に提供する義務
- ◆ 例) 携帯電話の近距離無線通信 (NFC) アンテナなどハードウェア機能の第三者への開放

## ◆ 不公正なランキング – 不公正な優遇措置の特定の形式

- ◆ 自社のものと比べて、第三者のサービスのランキングに**透明で公正な非差別的な条件**を適用する義務
- ◆ 例) 検索エンジンは、自社のサービスや製品をより上位に表示することはできない



## 義務と不公正な慣行 2

### ◆ コア・プラットフォーム・サービスを支援するためのサービスの不公正な抱き合わせ

- ◆ 具体的には、自社の認証サービスや決済サービス、決済サービスに関する技術サポートサービスをビジネスユーザーに押し付けることを控える
- ◆ 例) アプリ開発者は、第三者から自由に選択できる、または独自の認証サービスを開発できる

### ◆ メッセンジャー・サービスに関する相互運用可能性の要件

- ◆ メッセンジャー・サービスを提供しているゲートキーパーは要請に応じて相互運用可能性を認める義務
  - ◆ 個人間のテキストメッセージ（発効・指定後直ちに）
  - ◆ グループチャット（発効・指定から2年後）
  - ◆ 音声・ビデオ通話（発効・指定から4年後）

# ◆ ガバナンスと執行



## 調査権限

- 情報を要求
- 現地調査
- 聴取の実施

内部通報者  
代表訴訟



## 執行権限

- 違反と判断された場合には**最大で年間売上高の10%**の罰金
- **最大で一日の売上高の5%**の期間的な罰金
- 違反が繰り返される場合には**最大で年間売上高の20%**の罰金
- 制度的な違反の場合は**合併の一次差し止め**に至る場合も



## ガバナンス

- DMAの執行者としての欧州委員会
- 各国当局や裁判所との緊密な連携
- 予備調査における各国当局の役割

DMAの主な規定





# 国際的な側面



## 「未来のインターネットに関する宣言」

- ◆ **共有する基本的な原則**に基づいてグローバルなインターネットの未来に関する積極的で肯定的な目標を設定
- ◆ 人権を尊重する**開かれた、自由な、グローバルな、相互運用可能な、信頼できる、安全なインターネット**を支持
- ◆ これまでに**60以上の国際的なパートナー**が署名
- ◆ **次のステップ:**
  - ◆ EUや米国など各国政府は働きかけを継続
  - ◆ 関係者と協力してなど、実際に「宣言」の原則を推進・実施
  - ◆ 2022年のハイレベル政治会合に向けての取り組み



## EU・米国貿易技術評議会（TTC）

- ◆ 2021年、EUと米国は共有する懸念に関して**協力を強化**することに合意
- ◆ **データガバナンスとプラットフォームに関する第5作業部会**はオンラインプラットフォーム上の違法で有害なコンテンツや行為の拡散に取り組む
- ◆ パリで開催されたTTCの閣僚会議中に、オンラインプラットフォームに関して以下のことに合意:
  - ◆ コンテンツ・モデレーションにおける透明性と応答性の向上
  - ◆ 違法または有害なコンテンツのアルゴリズム的な増幅やその社会的な影響に関する理解の深化
  - ◆ 研究者のデータアクセスの促進
  - ◆ オンライン上での未成年の保護、未成年が良好な環境から利益を得られるように確保
  - ◆ オンラインプラットフォーム上を含め、危機の状況での情報の完全性に関する協力枠組みの設置



## DMA・DSAに関する国際的な連携

### ◆ パートナーシップ協定

- ◆ 例) プラットフォームガバナンスに関するものを含む、日・EUデジタルパートナーシップ

### ◆ 自主的な世界の取り組み

- ◆ クライストチャーチ・コール宣言

## *What should Japanese companies care about?*

- **DMA**は、ゲートキーパーを主要な唯一の標的とする非対称的な規制である。つまり、定量的な基準を上回るコア・プラットフォーム・サービス提供者だけが**DMA**に規定された義務や禁止事項を順守する必要があり、ゲートキーパーとみなされる（コア・プラットフォーム・サービス提供者は、定性的基準に基づいてゲートキーパーとして指定されることもあることには注意）
- そのため、日本企業は、**DMA**の範囲に該当するかどうかを知るには、定量的基準を満たしているかどうかを確認する必要がある。その意味で、**DMA**は企業の国籍や設立地には注目していないということは強調すべき点である。



## *What should Japanese companies care about?*

- 仲介サービス（インターネット・アクセス・プロバイダーなど）、ホスティングサービス（ウェブホスティングサービスなど）、オンラインプラットフォーム（オンラインマーケット、ソーシャルネットワーク）、超大規模オンラインプラットフォーム（EU域内に4,500万以上のユーザーがいるオンラインプラットフォームや検索エンジン）を対象とするDSAにも、非常に似た論理が適用されている。各グループに対して、DSAは、多くの累積的で非対称的な義務を課している。
- いずれにしても、DMA/DSAは共にEU域外でそれなりの影響を及ぼすと想定されるため、日本企業は両法案がもたらす利益にも関心を持つべきである。例えば、DSAに基づいて、超大規模オンラインプラットフォームは、審査済みの研究者にアクセスを提供する必要がある、それにより、超大規模オンラインプラットフォームの機能を分析する研究が促進される。これは、関与する研究者や社会全般だけではなく、超大規模オンラインプラットフォームと関係があるビジネスユーザーにも確実にメリットがある。

## What should Japanese companies care about?

- DSAとDMAは、EU27カ国全体に適用される単一のルールであるため、EU域内で新設のプラットフォームとサービスを踏まえることで、世界に通用するプラットフォームの立ち上げが促進されるだろう。主要な課題が共有され、持続可能なプラットフォームの世界的な規制の収斂に努める。
- そのために、わけても検討（オランダ）が、その影響に事業発行者などが、異なるプラットフォームの規制が、日本企業に及ぼす潜在的なプラスの影響を、このプラットフォームの規制が、例え、コングラウマド受けるのか、という点について、検討する必要がある。
- また、両規制に留まらず、踏まえて、競争の促進や競争の原則に留意する必要がある。また、競争の促進や競争の原則に留意する必要がある。また、競争の促進や競争の原則に留意する必要がある。



# 要約/補遺



## EUデジタルサービス関連法体系の主な メリット



単一市場全域で規制障壁の打破



予見可能性のある事業運営を可能に



(ビジネス) ユーザーや市民の権利の保護



新たな課題への対処



## DMAとDSAの現状

共同立法手続きにより記録的な速さで野心的な内容に合意

◆ **デジタル市場法** 3月24日に合意

- ◆ 「技術規制の新時代」 – シュワブ報告者
- ◆ 「それは事前に順守される、本当に重要な革命である」  
– ブレトン欧州委員

◆ **デジタルサービス法** 4月23日に合意

- ◆ 「プラットフォームが自身のサービスが社会や市民に及ぼすリスクについて説明責任を負うことを確保する」  
– ヴェスタエアー欧州委員会副委員長





## Digital Services Act

### *Safety and fundamental rights online*

- ◆ Maintains **liability exemption** and **country of origin**
- ◆ New **due diligence obligations** for all 10'000+ intermediary services
  - ◆ e.g. on T&Cs, Notice & Action, disputes
- ◆ Special regimes for services with largest societal impact (VLOPs)
  - ◆ e.g. **risk assessments & audits**
- ◆ **Reinforced supervision** with national coordinators, EU board and enforcement by the Commission



## Digital Markets Act

### *Fair and contestable digital markets*

- ◆ Designation mechanism to identify **gatekeepers**, including **emerging ones**
  - ◆ via hybrid quantitative and qualitative parameters
- ◆ Immediately applicable **ex ante obligations**
  - ◆ Fair ranking, data access, interoperability
- ◆ Possible **technical implementation** of some obligations
- ◆ Comprehensive remedies, including on structural level
- ◆ **EU-level enforcement** through Commission



# Digital Markets Act

*Fair and contestable digital markets*

- ◆ Designation mechanism to identify **gatekeepers**, including **emerging ones**
  - ◆ Via qualitative and quantitative parameters
- ◆ Immediately applicable **ex ante obligations**
  - ◆ E.g. Ban to engage in self-preferencing or to combine data across services
- ◆ Possible **technical implementation** of some obligations
- ◆ Comprehensive **remedies**, including for systematic non-compliance
- ◆ **EU-level enforcement** through Commission